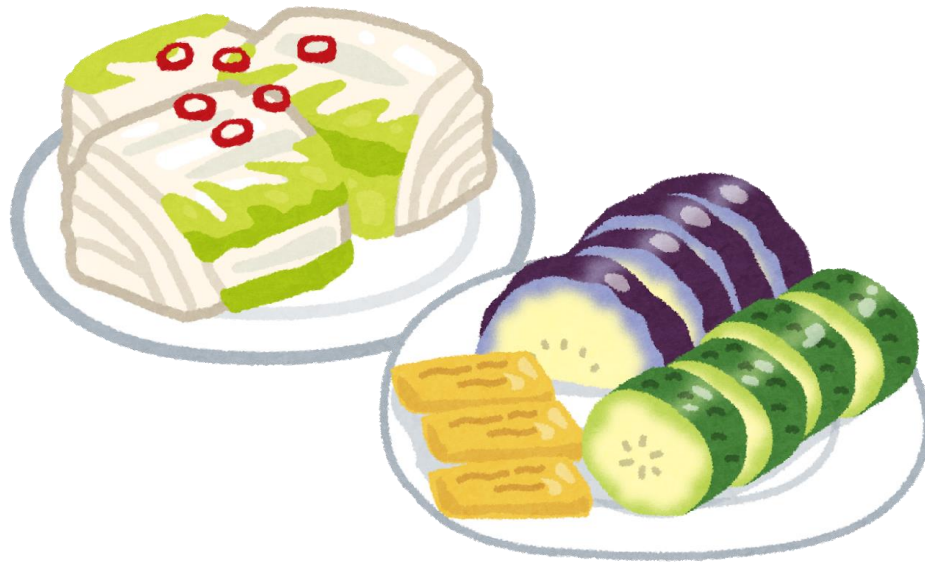


つけものの製造業について 保健所へ相談をされましたか？



製造者の顔が見える



自家製つけもの

令和6年6月1日から**つけもの製造には許可が必要**になりましたが、「営業許可ってなんだか難しそう…」と**保健所に相談する前に諦めていませんか？**

これまで保健所に具体的な相談を行っていない方で、**つけもの製造を再開されたい方は、**
まずはお近くの保健所にご相談ください。



お近くの保健所は
こちらから！



保健所管轄区域案内

検索